

(案)

公有財産売買契約書

山武市（以下「売主」という。）と【落札者】（以下「買主」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 売主及び買主は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 売主は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金【落札額】円をもって買主に売り渡し、買主はこれを買い受けるものとする。

区分（物件）番号	物 件 名	数量	摘 要
		台	別紙のとおり

（代金の支払）

第3条 買主は、売買代金を売主の発行する納入通知書により一括して売主が指定する日までに納入しなければならない。

（契約保証金）

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として金【契約保証金額】円を売主に支払うものとする。

2 前項の契約保証金は、買主からの同意書の提出により入札保証金から全額を充当するものとする。

3 売主は、買主からの依頼により契約保証金の全部を売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転等）

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納した時に、売主から買主に移転するものとする。

2 売主は、前項により売買物件の所有権が移転した後、買主の請求に基づき、売主が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して買主に渡すものとし、買主は、当該書類の受領書を売主に提出するものとする。

3 買主は遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写し又は登録識別情報等通知書の

写しを売主に提出しなければならない。これに要する費用は、買主の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6条 売主は、売買物件の所有権が移転した後、売買物件を売主の指定する場所及び期日ににおいて現況有姿のまま買主に引き渡し、買主は、当該物件の受領証を売主に提出するものとする。

2 買主は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売主の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、買主が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、買主の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第7条 買主は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届けて延期の承認を受けるものとする。

(危険負担等)

第8条 第5条の規定による売買物件の所有権が移転した日から売買物件の引渡しの時までに、売主の責めに帰することのない理由により当該売買物件が滅失又はき損した場合の損害は、すべて買主の負担とする。

2 買主は、この契約締結後に売買物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しない場合において、売主が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、売主はこの契約を解除することができる。

2 売主は、買主が暴力団関係者に該当することが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

3 買主は売主に対し、第1項又は第2項の規定による解除を理由とした損害賠償を理由とした損害賠償を請求することができない。

(解除に伴う返還金等)

第10条 売主は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、次項以下に定める措置をとるものとする。

- 2 買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 3 買主の負担した契約に要した費用は賠償しない。
- 4 買主が売買物件に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。
- 5 売主は、この契約を解除した場合において、買主が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

(買主の原状回復義務)

第11条 買主は、売主が第9条の規定によりこの契約を解除したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 買主は、前項ただし書の場合において売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により損害額に相当する金額を売主に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 買主は、この契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第13条 売主は第10条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が前条に定める損害賠償金を売主に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第14条 この契約に要する費用は買主の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に關し疑義のあるときは、売主買主協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住 所 千葉県山武市殿台296番地
売 主 山武市
氏 名 山武市長 松 下 浩 明

住 所
買 主
氏 名

別紙

車名	
初年度登録年月	
車台番号	
型式	
乗車定員	
総排気量	
走行距離	
自動車検査証有効期間の満了する日	